平成２１年度一般会計当初予算説明資料

８款　土木費
　１項　土木管理費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住宅政策課（内線：７６９７）
　　４目　建築指導費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県震災に強いまちづくり促進事業	36,513	33,905	2,608	6,796			29,717	

トータルコスト	37,272千円　（前年度 34,280千円）
従事する職員数	正職員：０．６４人
主な業務内容	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金の支払い、国との調整

事業内容の説明

１　事業の目的
　耐震化を促進し、県民の生命・財産を守り、減災に繋げるため、耐震診断、改修の費用を助成するとともに、耐震対策に必要な人材の養成、耐震化総合相談窓口の設置などを行う。

２　事業の概要
(１)住宅・建築物の耐震化促進事業（一部改正)〔県補助額〕２０，５００千円（１６３棟)
　昭和５６年５月３１日以前に建築された住宅・建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修の費用の一部を助成する。
　ア　耐震診断（所有者負担の有無は、市町村が事業を選択)
　　(改正)所有者負担なし　〔補助率〕1/4(国1/2、県1/4)、市町村1/4
　　　　　所有者負担あり　〔補助率〕2/3(国1/3、県1/6、市町村1/6)、所有者1/3
　イ　補強設計　〔補助率〕2/3(国1/3、県1/6、市町村1/6)、所有者1/3
　ウ　耐震改修
　　　収入分位40%以下の所有者　〔補助率〕23%(国11.5%、県5.75%、市町村5.75%)、所有者77%
　　　収入分位40%超の所有者　〔補助率〕15.2%(国7.6%、県3.8%、市町村3.8%)、所有者84.8%
(改正点)
　・所有者負担のない木造住宅の耐震診断の補助率を改正（県1/6→1/4、市町村1/3→1/4)
　・建替・除却の補強設計、耐震改修に要する費用を補助対象に追加（耐震改修を行った場合の費用相当を限度額とする。)

(２)擁壁・ブロック塀の耐震化促進事業（継続)〔県補助額〕２５０千円（１７件)
　建物のある敷地に築造された擁壁、ブロック塀の耐震診断、耐震改修の費用の一部を助成する。
　ア　耐震診断　〔補助率〕2/3(国1/3、県1/6、市町村1/6)、所有者1/3
　イ　耐震改修　〔補助率〕15.2%(国7.6%、県3.8%、市町村3.8%)、所有者84.8%

(３)エレベータの耐震化促進事業（継続)〔県補助額〕８０千円（２基)
　地震の初期微動(Ｐ波)を感知して最寄階に緊急停止する装置の設置費用の一部を助成する。
　〔補助率〕15.2%(国7.6%、県3.8%、市町村3.8%)、所有者84.8%

(４)耐震対策技術者育成事業（継続)〔県事業費〕１，７４２千円
　応急危険度判定士育成のための事業を実施する。
　ア　応急危険度判定士の新規認定と既認定者のための技術講習会の開催
　イ　現場における応急危険度判定の実施訓練を委託により実施

(５)耐震化地域学習会実施事業（新規)〔県事業費〕３，５２０千円〕
　地域の自治会でモデル住宅の耐震診断、補強設計を実施し、耐震改修の必要性について理解を深める学習会を委託による実施

(６)耐震化支援環境整備事業（継続)〔県補助額〕２，０２０千円
　県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備する。
　ア　耐震化の無料相談窓口を常時設置する団体の経費の一部を助成する。
　イ　イベント的な耐震化無料相談会を開催する団体の経費の一部を助成する。
　ウ　建築士などに耐震化の講習会を全県的に実施する団体の経費の一部を助成する。
　　〔補助率〕2/3(国1/3、県1/3)、団体1/3（県補助額１，４００千円)
　エ　耐震化の専門業者を養成・登録するための講習会、考査を委託をする。(委託費６２０千円))

(７)がけ地近接等危険住宅移転事業（継続)〔県補助額〕４，０１６千円（２戸)
　がけ付近に建築された危険住宅の移転費用の一部を助成する。
　〔補助率〕3/4(国1/2、県1/4)、市町村1/4

(８)指導監督事務費　４，３８５千円